

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日)
がとる日

目次

◇告 示 健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録
結核予防法による医療機関の指定

結核予防法による指定医療機関の辞退
昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

家畜改良増殖法による種畜証明書を交付した旨の通知
土地の用途廃止

告 示

鳥取県告示第四百七十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百七十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
筏津 哲夫	鳥取市湯所町二丁目	鳥医 一、三五八	昭和四十三年五月二十二日
水谷 育代	倉吉市仲ノ町七七〇	鳥薬二〇八	二十七日
高木 章之助	東伯郡三朝町山田	鳥薬二〇九	"
森 典子	鳥取市浜坂一五六〇	鳥薬二一〇	三十一日
竹内 保子	八頭郡用瀬町三五一	鳥薬二一一	"
水垣 洋	米子市錦町三丁目 錦アパート内	鳥医 一、三五九	六月四日

鳥取県告示第四百七十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十三年五月十六日	竹田内科医院	鳥取市本町二丁目一〇九	竹田達夫

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和四十三年五月十五日	竹 田 内 科 医 院	鳥 取 市 本 町 二 丁 目 一 〇 九

鳥取県告示第四百七十五号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年六月二十一日から施行する。

昭和四十三年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

福島県 茨城県 栃木県 群馬県前橋市 同県高崎市 千葉県東葛飾

種畜証明書番号	名	前	品	種	生	年	月	日	産	地
第一号	正	人	黒毛和種	四二、二、一	一	一	一	一	一	気高郡青谷町
第二号	遠	藤	鹿野町	四二、二、二九	二	九	二	九	二	鹿野町
第三号	宮	野	鳥取市矢矧	四一、二、二〇	二	〇	二	〇	二	鳥取市矢矧
第四号	川	村	八頭郡八東町	四一、二、二〇	二	〇	二	〇	二	八頭郡八東町
第五号	中	島	気高郡青谷町	四二、二、二五	二	五	二	五	二	気高郡青谷町
第六号	松	実	八頭郡用瀬町	四一、二、一五	二	一	五	二	一	八頭郡用瀬町

- 郡 東京都 神奈川県 石川県金沢郡 同県加賀市 同県愛知郡 山梨
- 県中巨摩郡 長野県伊那市 静岡県焼津市 三重県度会郡 滋賀県 広
- 島県賀茂郡 山口県下松市 愛媛県 高知県須崎市 同県高知市 佐賀
- 県鳥栖市 長崎県福江市 同県南松浦郡 同県北高来郡 大分県 宮崎
- 県 鹿児島県

鳥取県告示第四百七十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があつたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

血 父 母 統 級別 飼養者の住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称

第一号	高	第二うえた	三級	八頭郡河原町	保
第二号	たけなか	たけなか	三級	西田	智頭町
第三号	たつ二	たつ二	三級	有沢	船岡町 雄太郎
第四号	第一やまだ	第一やまだ	三級	上田	太郎
第五号	高たかしま	高たかしま	三級	小松	善一
第六号	第二ひけたけ	第二ひけたけ	三級	倉掛	秀美

第 二 三 号	第 二 三 号	第 二 二 号	第 二 〇 号	第 一 九 号	第 一 八 号	第 一 七 号	第 一 六 号	第 一 五 号	第 一 四 号	第 一 三 号	第 一 二 号	第 一 一 号	第 一 〇 号	第 九 号	第 八 号	第 七 号
小 倉	太 田	強 力	前 田	第六十六栄光	シャ ン プ リ ッ ク ジ ェ マ イ マ キ ャ プ テ ン	ノ ー ス サ リ ー マ ス タ ー ポ ー イ	ア リ ダ ス タ ー	第 六 十 三 ウ イ ス コ ン シ ン	イ ー マ ー ホ ー プ	第 十 四 ロ ー モ ン ト サ ー ヴ	第 五 十 安 保	第 二 氣 高	第 一 二 氣 高	中 村	前 田	長 谷 川
"	"	"	"	黒 毛 和 種	"	"	"	"	ホ ル ス タ イ ン 種	"	"	"	"	"	"	"
四 二、 一、 三 一	四 一、 六、 五	四 一、 九、 二〇	四 二、 一、 二 五	四 一、 七、 五	四 〇、 九、 一 三	四 〇、 六、 一 三	四 〇、 一、 一 三	三 六、 一〇、 一 八	四 一、 五、 二〇	三 六、 六、 一〇	四 〇、 二、 七	三 四、 五、 二〇	四 二、 三、 五	四 二、 二、 一 三	四 二、 二、 一 四	四 一、 七、 三
鳥 取 市	岩 美 郡 岩 美 町	八 頭 郡 八 東 町	鳥 取 市	西 伯 郡 日 吉 津 村	東 伯 郡 赤 碕 町	北 海 道 空 知 郡	"	岩 手 県 岩 手 郡	氣 高 郡 氣 高 町	岡 山 県 阿 哲 郡	"	氣 高 町	氣 高 郡 鹿 野 町	鳥 取 市 中 村	"	氣 高 郡 青 谷 町
"	"	"	氣	第 二 十 二 栄 光	シ ャ ン プ リ ッ ク ア ラ デ イ	ノ ワ イ ト バ ー チ バ タ ー ポ ー イ	ガ ル	第 四 サ ー ヴ イ ー マ ロ メ オ バ ン ク	氣	第 二 十 一 岡 光	氣	豊	"	"	"	"
や ま な か	第 三 は つ ね	あ べ べ	ひ さ こ	さ い か	第 八 ジ ェ マ イ マ ボ ジ ュ	ジ ェ マ イ マ ア フ カ	ジ ェ マ イ マ ア フ カ	第 三 オ ー ム ス ピ ー ジ ェ マ イ マ	や ま し た 六	第 二 十 二 し ん も り	た に ぐ ち 六	た け も と	よ し じ	ま る み 六	い さ む	お じ ゆ ん 五
"	"	"	"	"	三 級	"	二 級	"	三 級	"	二 級	一 級	"	"	"	"
"	鳥 取 市 倭 文 高 田 国 治	村 島 富 藏	岩 美 郡 岩 美 町 田 村 重 郎	"	"	"	"	"	"	"	"	鳥 取 市 国 安 永 井 義 忠	鳥 取 市 国 安 永 井 義 忠	津 村 繁 治	川 元 健 太 郎	富 山 春 治

第〃 七四号	第〃 七三号	第〃 七二号	第〃 七一号	第〃 七〇号	第〃 六九号	第〃 六八号	第〃 六七号	第〃 六六号	第〃 六五号	第〃 六四号	第〃 六三号	第〃 六二号	第〃 六一号	第〃 六〇号	第〃 五九号	第〃 五八号
林	第五旭	常谷	雄花	秋峰	法正	隆	益花	金花	秀山	新豊	野雪	ワイ	第一スカイラックボーイ フエニックス	カドミノスカイラックイン ミソノスカイラックイン	第七八ウイスクンシンア リダスター	シャムブリックロックウ エイセプター
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四一、八、二〇	四二、二、二八	四二、三、二三	四〇、三、三	四〇、八、一	四二、一、八	四二、二、一	三七、二、一〇	四一、二、一六	四〇、六、一〇	四〇、八、三一	四一、二、一六	四二、一、二六	四二、一、二六	四二、一、五	四〇、一〇、二三	四〇、一〇、九
西伯郡会見町	上福原	米子市今在家	名和町	会見町	西伯町	会見町	西伯郡西伯町	西伯郡西伯町	榎原	米子市下新印	東伯郡赤碕町	岩手県岩手郡	宮崎県小林市	北海道静内郡	〃	東伯郡赤碕町
〃	〃	〃	〃	第六吉花	伯	伯	伯	伯	〃	第六吉花	野村十一	ロイブルックチャーマー	カークリスティ カークリスティ	第九スカイラックウオー クマラソンフオーブス	第六ウオーカーベルリー ガル	シャンブリックアラデイ ン
こざくら	あきひめ	ひさし	しばひこ	よしあき	みなみ	みつよ	まつつよ	しづこ	りそ	ささたけ	あさゆき	第二ワンダー	クマラソンフオーブス	クマラソンフオーブス	第六アルベルモント	ロックウエイキャリーセ プター
〃	〃	三級	〃	二級	〃	三級	二級	三級	〃	二級	〃	〃	三級	〃	〃	〃
山本憲	竹内町	境港市外江町 藪内輝栄	田崎晴二	米子市宗像 三浦時義	前田巖	森田巖式	渡辺光雄	橋本誠之助	森田広正	船原典	西伯郡大山町 野口宗一郎	〃	〃	〃	〃	〃

第〃 九一 号	第〃 九〇 号	第〃 八九 号	第〃 八八 号	第〃 八七 号	第〃 八六 号	第〃 八五 号	第〃 八四 号	第〃 八三 号	第〃 八二 号	第〃 八一 号	第〃 八〇 号	第〃 七九 号	第〃 七八 号	第〃 七七 号	第〃 七六 号	第〃 七五 号	
第六 吉 花	第二 十二 栄 光	第三 栄 光	国 光	鶴	珠 花	政 吉	吉 正	伯 鵬	幸	98ハ イク ラグ ナフ ーチ ス ベル グ	62ア ネル ンド オブ ラン ボ	プ フオ ード 12	ジ ーカ リス ポー ー 87	二〇 八一 プロ ムバ ツカ バ アラ ンダ ーミ ンク 67 45	一〇 蓋ア シユ ステ ッド モナ ーク チャ ール ンダ 66 4	シン チク 二二 八一 三五	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	ラン ドレ ース 種	
三四、 六、七	三七、 二二、 一	四〇、 三、六	四一、 二、一	四一、 六、一	四一、 一〇、 七	四二、 一、二 二	四二、 二、二 二	三七、 四、一	四〇、 一、一 五	四一、 二、一 七	四一、 二、二 三	三九、 九、二	四二、 六、一 一	四二、 四、一	四一、 二、五	三八、 七、二 二	
岡山 真阿 哲郡	西伯 郡伯 仙町	米子 市兼 久	〃	西伯 町	岸本 町	〃	〃	〃	西伯 郡西 伯町	掛川 市	静岡 県小 笠郡	茨城 県真 壁郡	〃	米子 市両 三柳	米子 市両 三柳	広島 県新 市町	
第二 灘 波	第一 二栄 光	第六 吉 花	〃	伯 鵬	第六 吉 花	〃	伯 鵬	〃	第十二 栄 光	ベル グ	1480 オブ アネ ル ンド	コ ツプ フオ ード プ リン ス	ジ ーカ リス ポー ー 87	四 三四 ミ ンク ペ アラ ン ダ	五 二五 シ ェー リ ン グ ト ン	ア シ ユ ス テ ッ ド エ ロ ス 二 三 九	
はな ひら	第七 はな やま	かん しん	第三 まつ ひめ	か つ み	に し き	第八 は な	ま さ こ	し げ る	か つ こ	85ハ イク ラ グ ナ オ ブ ベル グ	87ラ ンボ ーガ ーデ ンサ ラ	ス ター ノ ク ク ロ メ リ ア コ ツ プ フ オ ー ド	ユ ス テ ッ ド 87	二 五三 ブ ロ ム バ ツ カ オ ブ ペ アラ ン ダ ー 64 4	ス ター ノ ク ア シ ユ ス テ ッ ド モ ナ ー ク 15	ア シ ユ ス テ ッ ド デ ー ガ ー 四 四	
一級	〃	二級	〃	〃	〃	〃	三級	一級	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二級	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	米子 市両 三柳 鳥取 県中 小笠 郡 畜試 験場
〃	加川 潔	野口 知明	要部 貞紀	前田 光久	潮 会見 町 胤	〃	〃	〃	〃	西伯 郡西 伯町 前谷 光久	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

第〇一〇八号	第〇一〇七号	第〇一〇六号	第〇一〇五号	第〇一〇四号	第〇一〇三号	第〇一〇二号	第〇一〇一号	第〇一〇〇号	第〇九九号	第〇九八号	第〇九七号	第〇九六号	第〇九五号	第〇九四号	第〇九三号	第〇九二号
第六十六東豊	越光	第二奥田	曉	清華	千代広	鶴降	東宝	長田三	裕豊	第二栄	裕昌	第三十三東豊	山根	秋貞	第一松吉	第一二栄光
三七、六一	四二、三、二〇	四二、一、三〇	四一、七、一〇	四一、三、一	三六、四、二〇	四一、一〇、八	四二、三、一	四二、一、一〇	四一、一、三〇	四一、七、一一	三九、一〇、六	三三、六、二八	四二、一、一五	四二、三、一〇	四二、四、一	二九、六、三
溝口町	日南町	裕	江府町	日南町	江府町	日南町	清	溝口町	日南町	溝口町	日野郡日野町	東伯郡赤碓町	会見町	大山町	岸本町	西伯郡伯仙町
第三十三東豊	吉光	裕豊	第三十三東豊	清光	司栄光	清光	第三十三東豊	裕豊	裕豊	第三十三東豊	裕豊	豊参	第六吉花	第六吉花	第六吉花	第十二栄光
わかひめ	やよい	おおみや八	たつひめ壺	さつき式	ちよみ	かげひめ	ことぶき八	はしもと一	はつかね二	よしくめ	はつなみ	ふじ	みずいろ	第二しまおか	かつゆき	ふくなり
一級	二級	二級	三級	二級	一級	二級	二級	二級	二級	三級	二級	一級	二級	二級	三級	二級
松本般夫	日野郡長尾寛史	日野郡川上清	相見秋常	長尾寛史	川上清	江府政一	木島泰洋	白根慶治	西村幸治	清水保五郎	西村幸治	日野郡清水保五郎	野口知明	長尾光重	岸本道雄	松原道雄

第一〇九号	裕	豊	三七、六、八	江府町	江府町	第三うづき	大下勅雄
第一一〇号	花	光	四一、七、一三	日南町	司	はな	松本般夫
第一一一号	片	岡	四一、九、二〇	日南町	清	たけはな	大下勅雄
第一一二号	昭	栄	四一、一〇、九	江府町	裕	しようえい	藤森寿明
第一一三号	上田	五十七	四二、一、一二	日南町	清	うんだ五十	大下勅雄
第一一四号	秀	峰	四二、三、一	江府町	裕	やよい	大下勅雄
第一一五号	第三	荒木	四二、五、二	日南町	清	たなべ	松本般夫
第一一六号	清	光	三七、二、一	江府町	司	第三さかえ	山崎明一
第一一七号	吉	光	四〇、二、一〇	日南町	清	とく	藤森寿明
第一一八号	潮	光	四一、四、二六	倉吉市尾田	柏	ふじもり	藤森寿明
第一一九号	姫	裕	四一、一〇、五	日野郡溝口町	裕	第二よしひめ	湯上野
第一二〇号	第三	柏	四二、二、一	日南町	裕	さちひめ	長谷川昭次
第一二二号	寿	一	四二、四、三	溝口町	第六十六東豊	ことぶき	長谷川嘉章

鳥取県告示第四百七十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年六月十七日から用途
止した。

昭和四十三年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方尺)	用途
気高郡気高町宝木字西浜一、五六一ノ八番地先から 一、五六一ノ五七番地先まで		一五四・六二	道路敷